

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・

プロモーション計画実施業務 仕様書

1. 概要

(1) 業務の名称

大阪・関西万博「Co-Design Challenge」におけるブランディング・プロモーション計画実施業務

(2) 目的

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という）は、大きな資本を持たない企業・団体にも参加いただき、デザインの視点を取り入れたプロダクトや社会の仕組みのデザインにチャレンジする、新しい共創の取組である「Co-Design Challenge」（以下、「CDC」という）プログラムを実施している。（※2022 年 9 月 16 日にて応募終了）
CDC の本格的な展開に伴い、当プログラムのブランディング（知名度・認知度・価値向上や理念の拡散・浸透）及び採択案件を幅広い対象に効果的に発信し、年齢・性別を超えたありとあらゆる人々に向けて当プログラムの力強いメッセージを届けることを目的に本件業務を実施する。

(参考) 2025 年日本国際博覧会 運営参加（第 2 回）及び「Co-Design Challenge」プログラムへの提案募集を開始

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20220726-05/>

(3) 業務期間

契約締結日～2023 年 3 月 31 日(金)

2. 業務内容

(1) 計画 作成業務

- A) CDC のブランディングに資するプロモーション映像制作の計画
- ・ 協会の広報戦略に沿った CDC の広報ツールとしての映像の制作
 - ・ 2 分～5 分程度の長尺版と 30 秒程度の短尺版の 2 パターンを想定するがストーリー・内容などに応じて尺の長さは変更可能
 - ・ 映像は主に協会の HP・公式 SNS アカウント・各種イベントや採択者が自ら行う販促活動などにて放映を想定
 - ・ 映像の放映にかかる許諾関係の手続き（映像の著作権にかかる所有者との交渉等）
 - ・ 映像の解禁後の修正業務等その他、当該業務を完遂するうえで必要な事項
 - ・ 上記一連のディレクション・運営体制の確保

提案のポイント

- ✓ CDC プログラムの理念、コンセプト及び今後のプロセスなどを年齢・性別を問わず幅広い層へ分かりやすく簡略に伝えるツールとなっていること

B) メディアに向けた CDC の採択案件の発表イベントの運営計画

- ・ 協会の指示のもと、CDC の採択案件（最大 12 件）を幅広い対象に効果的に発信するための対外的な記者発表イベントの企画・運営の計画
- ・ 各メディア・プレスが集客案及びメディアプロモートを含む PR 活動も計画
- ・ 日時は協会より追って指定するが、2023 年 2 月中旬の平日を予定
- ・ 発表会場の選定・予約手配及び当日の運営スケジュール含めた一連のディレクション・運営体制の確保
- ・ 参考となる事例（自社実績があれば良いが、他社事例でも可）について例示すること

C) デジタル広告の計画

- ・ 税込予算 1 百万円程度にて上記の A) と B) を有機的に組み合わせることで相乗効果が創出されるような Web・SNS などでのデジタル広告の計画

提案のポイント

- ✓ 定められた費用内で最大限の成果をあげる内容を検討し提案すること。
- ✓ CDC の公募要領に記載の EODC メンバーとの相乗効果や協会から情報開示を受けた採択案件の取材なども検討・調整すること。

(2) 実施業務

前項で計画した前号 A)B)C)のプログラムを実施する。運用方法については、類似の事例等によるケーススタディを踏まえ、実現性を担保する。

提案のポイント

- ✓ 契約期間内だけの一過性の効果だけでなく実施完了期限の後も、本事業の効果が継続できるような計画を実施すること。
- ✓ 採択案件の開発過程が魅力的に映るような幅広で前広かつ前例にとらわれることのないクリエイティブな提案を求める。

(3) 総合調整業務

計画・実施に当たって協会及び協会の指定する者、採択案件関係者、関係する行政諸官庁・部署などと必要な総合調整を行う。

3. 契約上限金額

金 14,950,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、上記金額には前項（1）C）のデジタル広告の 1,000,000 円を含む。

4. 求める提案事項について

(1) 本件業務の企画意図、狙いの提示

(2) 各プログラムの企画提案

A) ストーリー・コンテンツ・尺などを絵コンテなどで提示すること。

- B) 場所・ゲスト・メディア集客案などを出来るだけ具体的に提示すること
 - C) 具体の計画・定量目標を提示すること。
- (3) 業務推進方法、実施体制
- (4) 応募金額総額及び(2)A) B) C)各プログラムの内訳

【提案にあたっての留意事項】

業務実施体制について、共同企業体として応募する場合は、各構成員の実績や能力を踏まえて、どのような業務分担により業務を実施するか提案すること。

5. 成果物・納品期日・場所

① 業務完了報告書

【正 1 部及び電子データ (DOC ファイル、PDF ファイル等)】

- ・ 成果に至る参考資料の一切を含み業務完了報告書として取りまとめること。

② 提出期限

- ・ 最終成果物については、提出期限を 2023 年 4 月 14 日 (金) とする。

③ 納品場所

- ・ 協会の指定する場所

6. 業務遂行上の注意

- (1) 業務遂行にあたっては、当協会と緊密に連絡をとりながら進めること。
- (2) 業務開始にあたっては、契約期間中の作業工程表を提出するとともに、適宜、更新状況を出すこと。
- (3) 業務は、委託契約書に定める各条項によるほか本仕様書に基づき施行すること。
- (4) 契約後速やかに着手し、定められた期日までに完遂し委託期間終了日まで責任をもって管理を行うこと。
- (5) 受託者は、常に当協会職員と密接な連携を図り、当協会の意図を十分に理解した上で作業に着手し、効率的な進行に努めなければならない。
- (6) この仕様の内容に疑義が生じた場合、また業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ当協会職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (7) 本事業において業務上知り得た情報は、他に漏らしてはならない。
- (8) 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。
- (9) この業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他この業務に付随する必要な経費はすべて受託者の負担とする。
- (10) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は当該紛争の原因が専ら協会の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。
- (11) 本業務遂行にあたって発生する使用許諾契約や、成果品を二次利用するための手続き等は受託者がすべて行うこと。
- (12) この仕様書に記載のない事項については、協会と協議し決定する。

(13)本業務は JKA 補助事業であるため納品物については協会の指示に従い補助事業である旨の表示を
すること。

(参照：7 ページ記載の 5 補助事業である旨の表示)

[2022_shinkou_yoryo.pdf \(keirin-autorace.or.jp\)](https://www.keirin-autorace.or.jp/2022_shinkou_yoryo.pdf)

以上